

議長（前原英石君） 6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

通告してあります高齢者の見守りについて質問します。

高齢者の要支援対象者リストは、本人の同意のもとに作成され、毎年更新され新自治会長に配布されています。その取り扱いについては、どのように取り扱うのか、当局側より明確な説明のないままにそれぞれの自治会長の判断に任されておるのが実態ではないかと思えます。

自治会長の任期は1年か2年であり、自治会長の業務引き継ぎで要支援者のリストの取り扱いについては、引き継ぎがなされていないのではないのでしょうか。

高齢者の支援活動については、自治会長、社会福祉協議会、赤十字奉仕団、老人クラブ等いろんな場所に配布されておりますが、書類の処分も含めて取り扱いについて説明がなされているのでしょうか。

平成19年に発生した能登半島地震の際には、役場職員を緊急招集し、災害弱者の安否確認を社会福祉協議会職員の協力を得て、要支援者リストをもとに、地震からおよそ1時間で終了できたと聞いております。緊急時の対応として適切な対応がとられたと思えます。

ただ、災害弱者あるいは高齢者の要支援名簿の作成については、個人情報の問題もあり、慎重に取り扱わねばなりません。

要支援者のリスト作成は災害弱者を地域社会で見守っていく上で必要であり、社会福祉関連団体と情報を共有していかなければならないと考えております。

昨年9月に滑川市で起きた1家3人の孤独死は関係者に衝撃を与え、県内の各自治体においても対策に動き出しております。滑川市ではライフライン事業者などとの協力関係を強化しており、魚津市においては民間事業者らの協力を受け、見守り活動を行うネットワークを発足させました。

舟橋村も人口が増えていく中で、ややもすると地域でのつながりが希薄化し、また地域によっては急速に高齢化が進んでいく中で、住民のセーフティネットをどのように構築していくかが今後の課題であると思われれます。

村としても、ただ単に名簿を作成後、関係団体に配布だけするのではなく、もっと主体的にかかわっていくべきであろうと思えます。

村として配布している名簿の取り扱いと管理についてどのように指導していくのか、

また要支援者に対しては福祉の関連団体との連携を村としてどのようにされていくかについてお聞きします。

議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

総務課長（松本良樹君） 川崎議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、高齢者の見守りについてであります。

本村では現在、災害時要援護者台帳を作成しております、年に1度、保健師等による聞き取り調査を行い、加除修正の上、自治会長さんや社会福祉協議会、民生委員の方に提供していることは、議員ご指摘のとおりでございます。

自治会長さんには、1月の自治会長会議で説明を行い、名簿完成後は各自治会長宅へ訪問し、直接手渡しを行っております。その際には、古いものとの引きかえをお願いいたしております。

しかし、自治会長さんの交代の際に引き継が十分なされていないケースも見受けられておりますので、今後は回収等徹底した管理に努めてまいりたいと思っております。

次に、能登半島地震の対応の件であります。昨年県が企画し輪島市での現地視察が行われまして、本村からも2名の職員が視察してきたところであります。その取り組み状況を聞いてみますと、要援護者マップを作成しており、これが日ごろの見守りや災害時の安否確認に利用されているということでありました。このマップの作成主体が行政ではなく民生委員となっているため、日ごろの活動との連携がとれており、自分たちで利用しやすいものになっているとのことでありました。また、要援護者ごとの個別支援計画につきましても、現在、防災訓練の際には各地区において作成に着手されており、その計画には避難所への経路や避難を支援するような支援員も明記されているということでもあります。

次に、福祉団体との連携の件であります。

現在、国のほうで災害対策基本法が見直され、その中でこれまで災害時要援護者とされてきたものが「避難行動要支援者」と改められるとともに、名簿の作成等が法的に義務づけられることになりました。

現在本村が作成している要援護者台帳から大幅な変更が必要ないものの、全体計画の策定や個別支援計画など未作成のものにつきましては、今後、法の施行に伴いまして、見直しに加えまして、能登半島沖地震の実績例なども参考にしながら関係機関との連携のもとに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申

しあげまして、答弁とさせていただきます。